

佐賀県告示第二百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十三年六月二十八日

佐賀県知事 古川 康

事業所の名称		社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターびすけつと	
開設者の名称		社会福祉法人グリーンコープ	
主たる事務所の所在地		旧	福岡県福岡市博多駅前中央街八番三六号博多ビル七階
		新	福岡県福岡市博多駅前一丁目五番一号カーニープレイス博多一〇階
変更年月日		平成二二・九・一	